

令和 2 年度 第 1 回青森県子どもの貧困対策等推進委員会

青森県子どもの貧困対策推進計画

(計画期間：平成 2 8 年度～令和 2 年度)

令和元年度 報告書

令和 2 年 7 月
青森県健康福祉部こどもみらい課

1 青森県子どもの貧困対策推進計画の概要

目的・基本理念

すべての子どもたちが夢と希望を持って成長できる青森県を目指して、子どもの貧困対策を総合的に推進する

1 計画の位置付け

- 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく都道府県計画
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条で定める県の母子家庭等自立促進計画

2 計画期間・計画の推進

- 子どもを取り巻く社会環境の変化への対応、大綱の見直し期間を踏まえ、平成28年度～令和2年度の5年間
- 計画の着実な推進を図るためPDCAサイクルによる計画の進捗管理
- 市町村や多様な主体と連携・協力した施策の推進

3 基本方針

県計画策定の指針となる国の「子供の貧困対策に関する大綱」に示された4つの重点項目を基本方針として施策を体系化

<Ⅰ 教育の支援>

- (1)学校をプラットフォームとした総合的な支援
 - ・スクールソーシャルワーカー配置事業
 - ・スクールカウンセラー配置事業
 - ・特色教育支援経費補助
 - ・放課後子ども教室推進事業
- (2)貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の負担の軽減と質の向上
 - ・多子世帯・ひとり親世帯の保育料負担軽減
- (3)就学支援の充実
 - ・就学援助
 - ・青森県育英奨学金
- (4)大学等進学に対する教育機会の提供
 - ・家庭福祉対策教育支援貸付事業費補助
 - ・児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業
- (5)生活困窮世帯等への学習支援
 - ・生活困窮者自立支援事業(子どもの学習支援事業)・ひとり親家庭等生活向上事業費補助
- (6)その他の教育支援
 - ・母子・父子自立支援員の配置

<Ⅱ 生活の支援>

- (1)保護者の生活支援
 - ・生活困窮者自立相談支援事業
 - ・母子自立支援プログラム策定事業
 - ・一時預かり事業
 - ・病児保育事業
- (2)子どもの生活支援
 - ・児童福祉施設入所児童等自立能力強化事業
 - ・みんながつながる食育推進事業
- (3)子どもの就労支援
 - ・ジョブカフェあおもり運営・推進事業
- (4)関係機関が連携した包括的な支援体制の整備
 - ・地域の子ども支援ネットワーク形成事業
 - ・子ども・若者を地域で支える体制強化事業
- (5)支援する人員の確保等
 - ・里親養育包括支援事業
 - ・要保護児童支援者研修事業
- (6)その他の生活支援
 - ・乳幼児はつらつ育成事業費補助事業
 - ・公営住宅における優遇抽選制度

<Ⅲ 保護者に対する就労の支援>

- (1)親の就労支援
 - ・母子家庭等自立支援給付費補助事業
 - ・看護職員資格取得特別対策事業
 - ・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付
 - ・保育士修学資金等貸付事業
- (2)親の学び直しの支援
 - ・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
 - ・離職者等再就職訓練事業
- (3)就労機会の確保
 - ・ひとり親家庭等就業・生活支援事業
- (4)保育等の確保
 - ・一時預かり事業【再掲】
 - ・病児保育事業【再掲】

<Ⅳ 経済的支援>

- (1)児童扶養手当に関する情報提供及び給付
 - ・児童扶養手当
 - ・特別児童扶養手当
- (2)児童扶養手当窓口における相談等による自立支援
 - ・ひとり親家庭等相談機能強化事業
- (3)母子父子寡婦福祉資金に関する情報提供及び貸付
 - ・母子父子寡婦福祉資金の貸付
- (4)教育扶助
 - ・生活保護(教育扶助)
- (5)生活保護世帯の子どもの進学時の支援
 - ・生活保護世帯の高校生の就労収入の取扱(塾経費等の控除)
- (6)養育費の確保に関する支援
 - ・ひとり親家庭等就業・生活支援事業【再掲】

2 施策の基本方針 1 教育の支援

■ 施策の目標 (Plan)

- ・青森県に生まれ育つすべての子どもが、家庭の経済状況に左右されることなく、能力や可能性を最大限活かし、それぞれの夢に挑戦できるための環境整備が必要です。
- ・学校を子どもの貧困対策のプラットフォームとして位置付け、学習環境の整備や教育費の負担軽減など総合的な対策を進めます。

■ 主な事業の実施状況 (Do)

【学校をプラットフォームとした総合的な支援】

○「スクールソーシャルワーカー配置事業」

問題を抱える児童生徒が置かれた環境の改善を図るため、教育事務所、県立学校にスクールソーシャルワーカー(SSW)を配置する。

○「スクールカウンセラー配置事業」

学校における教育相談体制の充実や教員の資質向上を図るため、公立小中学校等にスクールカウンセラー(SC)を配置する。

【生活困窮世帯等への学習支援】

○「生活困窮者自立支援事業」(子どもの学習支援事業)

○「ひとり親家庭等生活向上事業費補助」

生活困窮世帯、生活保護世帯及びひとり親家庭の児童等に対する学習支援を実施。

【大学等進学に対する教育機会の提供】

○「家庭福祉対策教育支援貸付事業費補助」(大学入学時奨学金)

経済的な理由により修学が困難な生徒に対し、大学入学時に必要となる入学金等の一時的経費の貸付を実施

※貸付人数 H28年度:53人 H29年度:43人
H30年度:34人 R元年度:22人
計 152人

○「児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業」

児童養護施設等を退所する者の社会自立を図るため、大学等進学者に対して家賃相当額及び生活費の貸付を実施

※貸付人数 H28年度:1人 H29年度:3人
H30年度:3人 R元年度:3人
計 10人

■ 主な施策の点検・評価 (Check)

「変化」は、計画策定時と現状値との比較

指 標	計画策定時	昨年度報告値	直近の現状値	変化
生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	88.9% (H25)	96.9% (H30)	R元データ未公表 (次回委員会で報告)	
生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率	4.0% (H25)	3.1% (H30)		
生活保護世帯に属する子供の大学等進学率	19.5% (H25)	20.8% (H30)		
児童養護施設の子供の進学率(中学校卒業後)	96.7% (H26)	91.7% (H30)	91.7% (R元)	↘
児童養護施設の子供の進学率(高等学校卒業後)	11.8% (H26)	33.3% (H30)	5.0% (R元)	↘
スクールソーシャルワーカーの配置人数	17人 (H27)	28人 (H30)	30人 (R元)	↗
スクールカウンセラーの配置率(小学校)	18.9% (H27)	71.6% (H30)	100.0% (R元)	↗
スクールカウンセラーの配置率(中学校)	65.0% (H27)	100.0% (H30)	100.0% (R元)	↗
就学援助制度に関する周知状況 ・毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	68.3% (H26)	67.5% (H29)	75.0% (H30)	↗
就学援助制度に関する周知状況 ・入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	65.9% (H26)	60.0% (H29)	60.0% (H30)	↘
青森県育英奨学会奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合	100.0% (H26)	100.0% (H30)	100.0% (R元)	→

● 施策の点検・評価

- ・SCやSSWの配置による相談体制の充実が必要
- ・高等教育の機会を確保する経済的負担に対する支援の充実が必要
- ・様々な環境にある子どもの教育機会の確保を図るための取組が重要

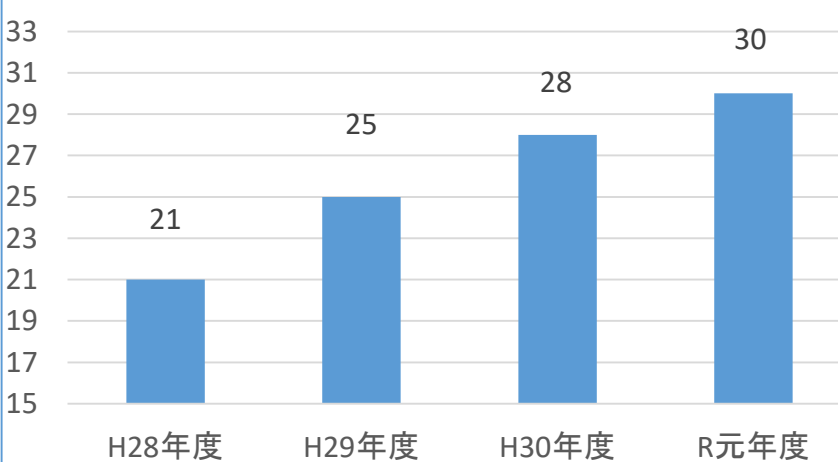
● 子どもの生活実態調査・親子等生活実態調査の結果

- ・困窮家庭では、大学進学を諦める子どもが多い
- ・ひとり親家庭では、「子どもの教育(学校・しつけ)」について困っており、約5割が「教育費の援助」を希望している

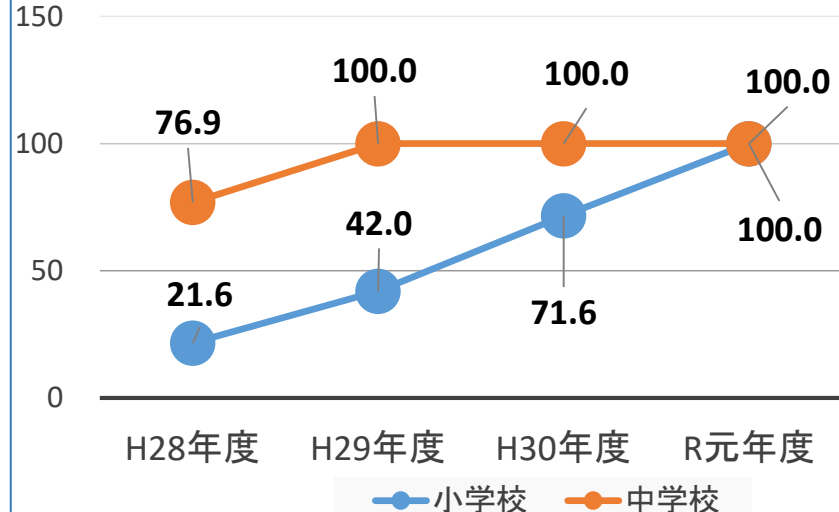
■ 今後の課題 (Action)

- ・SSWの配置のさらなる拡充
- ・支援金や奨学金等による教育に係る経済的負担の軽減の促進
- ・生活保護世帯や児童養護施設等の子どもへの経済的支援や学習支援による進学等の促進

スクールソーシャルワーカー配置人数(人)
(県教育委員会所管分)



スクールカウンセラー配置率(%)
(県教育委員会所管分)



3 施策の基本方針 2 生活の支援

■ 施策の目標 (Plan)

- ・貧困状態にある子どもは、貧困に伴う様々な不利益を負うばかりではなく、社会的に孤立し必要な支援が受けられないことで、より困難な状況に置かれています。
- ・子どもたちが、安定した生活を送り、心身共に健やかに成長していけるよう、様々な困難を有する環境にある子どもについては、子どもの保護者も含めた生活面の支援が必要です。
- ・また、生計の維持と子育てを一人で担うひとり親家庭に対しては、子育てと仕事を両立させるための支援を始め、相談機能の充実や支援施策の周知などきめ細かな生活面の支援が必要です。

■ 主要事業の実施状況 (Do)

【保護者の生活支援・包括的な支援体制の整備】

○「生活困窮者自立相談支援事業」

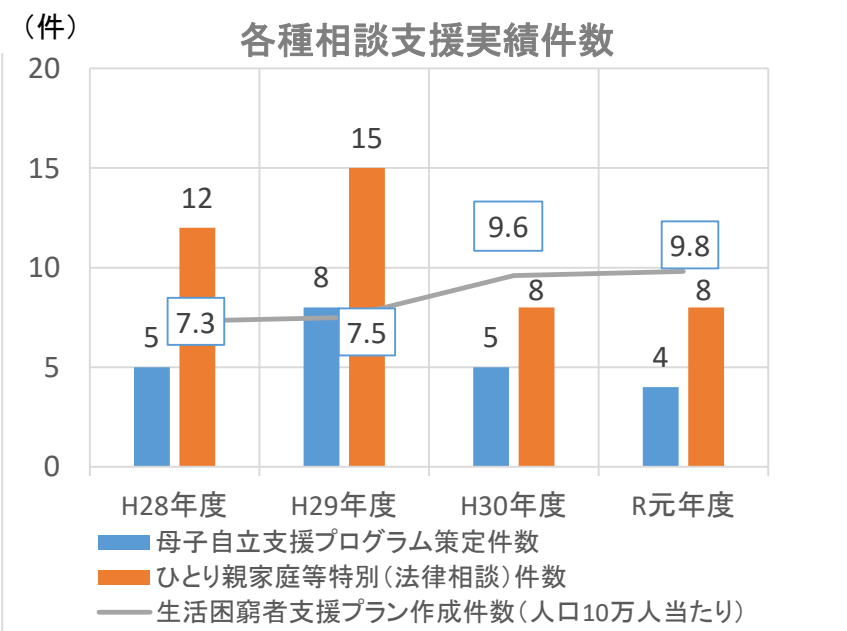
6圏域で町村部を対象に、様々な問題を抱える生活困窮者への自立相談支援事業を実施。

○「母子自立支援プログラム策定事業」

児童扶養手当受給者を対象に、面接相談により、個々の意向、意欲を考慮した支援メニューを作成し、ハローワークとの連携により就労支援を実施。

○「ひとり親家庭等就業・生活支援事業」

ひとり親家庭の自立に向けて、一般相談、就業相談、特別相談(法律相談)、家事援助、就業に結びつきやすい技能・資格を取得するための講習会の開催等を実施。



○「一時預かり事業」

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、保育所等において預かる事業。

※利用延べ人数 H30:428,366人 R元:511,581人

○「病児保育事業」

病気の子どもを家庭で保育できない場合に、看護師等が一時的に保育等を実施。

※利用延人数 H30:8,205人 R元:8,448人

○「ひとり親家庭等日常生活支援事業」

就学等や疾病等の事由により生活援助、保育サービスが必要なひとり親家庭等に家庭生活支援員を派遣

※派遣回数 H30:91回 R元:59回

【関係機関が連携した包括的な支援体制の整備】

○「地域の子ども支援ネットワーク形成事業」

貧困などの課題を抱える子どもへの支援の連携体制を構築するため、地域の子ども支援ネットワーク会議を設置し支援ガイドブックの作成を行うとともに、子どもの居場所づくりコーディネーターの養成等を実施

※子どもの居場所づくり
コーディネーター60名養成



■ 主要施策の点検・評価 (Check)

「変化」は、計画策定時と現状値との比較

指 標	計画策定時	昨年度報告値	直近の現状値	変 化
生活保護世帯に属する子供の就職率(中学校卒業後)	3.4% (H25)	1.9% (H30)	1.9% (H30)	↔
生活保護世帯に属する子供の就職率(高等学校卒業後)	66.3% (H25)	66.9% (H30)	66.9% (H30)	↗
児童養護施設の子供の就職率(中学校卒業後)	0.0% (H26)	8.3% (H30)	0.0% (R元)	↗
児童養護施設の子供の就職率(高等学校卒業後)	82.4% (H26)	60.0% (H30)	90.0% (R元)	↗
ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園) ・母子世帯 ・父子世帯	81.2% (H26)	66.6% (H26)	94.8% (R元) 87.1% (R元)	↗
青森県母子家庭等就業・自立支援センター事業周知度(母子家庭・父子家庭)	46.4% (H26)	—	48.3% (R元)	↗

● 施策の点検・評価

- ・生活困窮者、ひとり親家庭の自立に向けた総合的な相談支援や就労支援の促進が必要
- ・様々な環境にある子どもの自立に向けた支援の促進が必要
- ・里親の資質向上や里親等への相談・援助の取組の継続が必要
- ・就労と子育ての両立に向けたきめ細かな支援の充実が必要

● 子どもの生活実態調査・親子等生活実態調査の結果

- ・困窮家庭では、相談相手がない割合が高く、保護者と子どものどちらからもSOSがみえにくい環境となっている
- ・ひとり親家庭においても、悩みごとは自分で解決する、相談相手がないという割合が高い
- ・ひとり親家庭向けの子どもの教育や生活支援に係る制度について、「知らなかった」という割合が高い

■ 今後の課題 (Action)

- ・孤立化を防ぎ、必要な人に必要な支援が届くよう、制度の周知・広報やニーズの発見、相談需要の掘り起こしを促進
- ・関係機関の連携による総合的な相談支援、就業支援、就労と子育ての両立支援の推進
- ・社会的養育が必要な子どもたちの自立支援、家庭的環境での養育に向けた取組の推進

4 施策の基本方針3 保護者に対する就労の支援

■ 施策の目標 (Plan)

- ・保護者が一定の収入を得ることにより、世帯の生活の安定が図られることから、保護者の就労の支援は重要です。さらに、生計の維持という経済的な側面だけではなく、保護者の働く姿を子どもに示すという教育的視点からも、支援を充実する必要があります。
- ・また、ひとり親家庭では、就職経験が乏しく、十分な技能がないまま必要に迫られ就職に至るため不安定な就労形態にある家庭が多いなど、より高い収入を得られる就業を可能とするための支援が必要です。

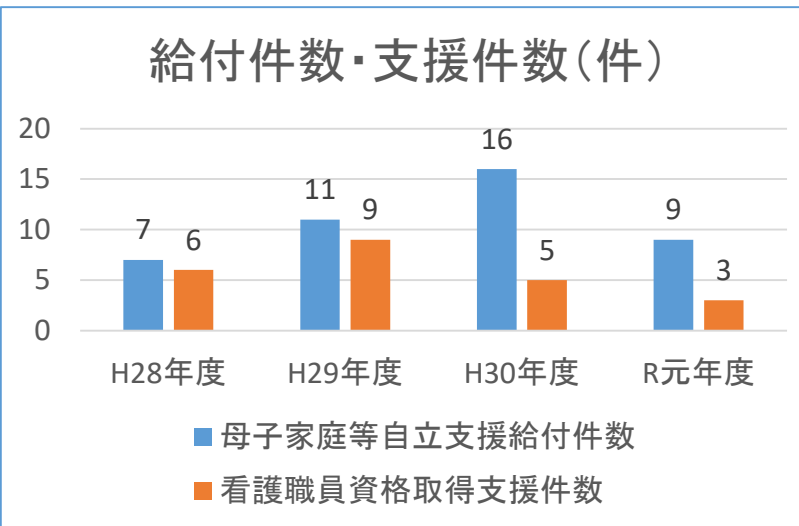
■ 主な事業の実施状況 (Do)

○ 「母子家庭等自立支援給付費補助事業」

就職に有利となる看護師等の資格の取得を目指すひとり親家庭の親を対象に、養成機関で修業する期間に補助金を給付する事業などを実施。

○ 「看護職員資格取得特別対策事業」

看護師又は准看護師の資格を目指すひとり親家庭の親又は子に対し、学費と生活費を医療機関が負担する場合の一部を補助



■ 主な施策の点検・評価 (Check)

「変化」は、計画策定時と現状値との比較

指 標	計画策定時	昨年度報告値	直近の現状値	変化
ひとり親家庭の親の就業率 (母子家庭) (父子家庭)	90.7% 95.1% (H26)	—	93.1% 96.1% (R元)	↗
雇用者であるひとり親家庭の(母子家庭) 親のうち正社員の割合 (父子家庭)	47.8% 85.5% (H26)	—	55.0% 90.4% (R元)	↗

● 施策の点検・評価

・就職に有利と考えられる資格取得をめざす保護者や資格取得者の再就職準備への支援が重要

● 子どもの生活実態調査・親子等生活実態調査の結果

- ・困窮家庭では、親の正規職員の割合が低く、夜勤、土日、祝日出勤が多い
- ・母子世帯の3割以上が非正規雇用

■ 今後の課題 (Action)

- ・ひとり親家庭の親の資格取得や技能習得に向けた支援による就業支援の促進

5 施策の基本方針4 経済的支援

■ 施策の目標 (Plan)

- ・生活保護を始めとする各種手当の給付や貸付制度による経済的支援は、世帯の生活の下支えとして重要であり、貧困対策の重要な条件として確保していく必要があります。
- ・また、ひとり親家庭が経済的に自立するためには、就業による収入などだけでは困難な場合があり、より良い就業を可能にするための貸付制度の活用、経済的支援についての十分な周知を図る必要があります。

■ 主な事業の実施状況 (Do)

○ 「ひとり親家庭サポートガイドブック」を作成し、各市町村、関係機関経由で配布を行い、ひとり親家庭が利用できる児童扶養手当などのサポート制度についての周知を図った。

○ 教育広報あおもりけん(2019.12)に奨学金等の制度として母子父子寡婦福祉資金を掲載し、大学進学時に活用できる就学支度資金及び修学資金について、各学校経由で周知を図った。



奨学金制度のご案内

奨学金制度のご案内

母子父子寡婦福祉資金(奨学金・修学資金)

奨学金制度のご案内

奨学金制度のご案内

■ 主な施策の点検・評価 (Check)

「変化」は、計画策定時と現状値との比較

指 標	計画策定時	昨年度報告値	直近の現状値	変化
母子父子寡婦福祉資金修学資金の貸与を認められた者の割合 (母子世帯) (父子世帯)	100.0% 100.0% (H26)	100.0% 100.0% (H30)	100.0% 100.0% (R元)	→
母子父子寡婦福祉資金周知度 (母子家庭・父子家庭)	36.7% (H26)	—	31.3% (R元)	↘

● 施策の点検・評価

・各手当、貸付、支援制度について、利用促進のためのさらなる周知が必要

● 子どもの生活実態調査結果・親子等生活実態調査の結果

- ・困窮家庭では、経済的な理由で食料を買えないことや子どもを医療機関に受診させないことがある
- ・離婚家庭の5割以上が養育費の取り決めをしていない

■ 今後の課題 (Action)

- ・各手当・貸付・支援制度について、パンフレットや様々な広報媒体の活用による周知の促進
- ・養育費の確保に関する支援